

郵政省告示第六百六十六号

無線局認定点検事業者規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十五条及び別表第三号第三の規定に基づき、認定点検事業者が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認方法を次のように定め、平成十年四月一日から施行する。

第一 登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第76号）第9条第1項の点検の実施項目に係る点検実施方法は、次のとおりとする。

- 1 無線従事者の資格及び員数
（略）
- 2 法第60条の時計及び備付書類等
（略）
- 3 無線設備等
 - 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認
（略）

二 電気的特性の点検

点検の項目	具体的な点検の実施方法等

1 周波数	(略)
2 スプリアス発射の強度	<p>ア 原則としてすべての周波数ごとに、その値を測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</p> <p>ウ 発振方式に係わらず、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。</p> <p>エ 原則として無線設備を無変調状態で動作させたときの基本周波数における平均電力と、あらゆるスプリアス発射が予想される周波数についてもスプリアス発射の強度と比較した差又はスプリアス発射の強度を測定した値とする。</p> <p>オ 測定値は、設備規則第7条に規定する単位で記載する。</p> <p>カ 単側波帯の電波を使用する無線設備にあつては、変調周波数1500Hzの正弦波を変調端子に入力し、送信装置の出力電力を定格出力の80%にしたとき、実数零点単側波帯変調方式を使用する無線設備にあつては、試験設備を1700Hzの変調周波数によつて変調し、送信装置の出力電力の定格出力の80%にしたときのスプリア</p>

	<p>又発射の強度を測定する。</p> <p>キ 電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。</p>
<p>2の2 不要発射の強度</p>	<p>ア 原則として設備規則別表第3号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち9kHzから110GHzまで又は中心周波数の2倍の周波数のうちいずれか高い周波数までの周波数範囲で測定する。</p> <p>イ 無線設備の構成（フィルタ、増幅器、導波管その他の機器の使用の状況等）により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することが既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。</p> <p>また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかなきときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。</p>

ウ アマチユア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。

エ 原則として無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチユア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は30MHz以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力）を測定した値又はその値を設備規則別表第3号に定めるところにより搬送波電力若しくは平均電力と比較した差を不要発射の強度とする。ただし、通常の動作状態が無変調であるもの又は変調をかけた状態での測定が不可能なものについては、無変調状態において測定した値を不要発射の強度とする。

オ 不要発射の強度は、設備規則別表第3号に規定する参照帯域幅あたりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。

	<p>カ 電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。</p> <p>キ 給電点の端子等において測定することができず、電界強度の測定による場合であつて、測定領域において外来波の影響を除去することができず測定値が信頼できない周波数範囲があるときは、その周波数範囲の測定を省略することができる。</p>
3 占有周波数帯幅	(略)
4 空中線電力	(略)
5 隣接チャネル漏えい電力	(略)
6 変調特性	(略)
7 送信パルス特性	(略)
8 スイープレート	(略)
9 伝送速度	(略)
10 無変調送信時間	

11	個体識別コード又は識別信号	(略)
12	受信感度	(略)
13	距離誤差及び方位誤差	(略)
14	高度誤差及び進入限界高度表示誤差	(略)
15	選択度	(略)
16	総合周波数特性	(略)
17	電波の強度に対する安全施設	(略)
18	比吸収率	(略)

注1 電気的特性の点検については、できる限り疑似空中線回路を使用し、又はシールドルーム内において点検を行うこと。

注2 航空機用救命無線機、探索救助用レーダートランスポンダ、衛星非常用位置指示無線標識、双方向無線電話及び船舶航空機間双方向無線電話については、当該装置に使用する電池の

有効期間も確認し、記載すること。

注3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第四条第二号の適合表示無線設備について、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャネル漏えい電力の強度及び比吸収率の項目について省略することができる。

注4 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

三 総合試験

(略)

第二 削除

附 則（平成十六年一月二十六日総務省告示第八十三号）

この告示は、電波法の一部を介せする法律（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成十七年十月月二十一日総務省告示第千二百三十五号）

1 この告示は、平成十七年十二月一日から施行する。

2 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号）附則第三条第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）

、第三項若しくは第五項又は第六条によりその技術的条件をなお従前の例によるものとされた無線設備の点検については、平成三十四年十一月三十日までには、なお従前の実施方法によることができる。

3 この告示の施行の日から当分の間は、この告示による改正後の第一の第三項第二号2の2欄中アにおける周波数範囲は、設備規則別表第三号において不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち上限と下限をそれぞれ次の表に規定する周波数範囲とすることができる。

基本周波数帯の範囲	下限	上限
9 K H Z を超え 100 M H Z 以下	9 K H Z	1 G H Z
100 M H Z を超え 300 M H Z 以下	9 K H Z	第 10 次高調波
300 M H Z を超え 600 M H Z 以下	30 M H Z	3 G H Z
600 M H Z を超え 5.2 G H Z 以下	30 M H Z	第 5 次高調波
5.2 G H Z を超え 13 G H Z 以下	30 M H Z	26 G H Z
13 G H Z を超え 150 G H Z 以下	30 M H Z	第 2 次高調波
150 G H Z を超え 300 G H Z 以下	30 M H Z	300 G H Z

注 1 無線設備の使用する周波数範囲（占有周波数帯幅の許容値及び周波数の許容偏差を含む。以下同じ。）が上表の基本周波数帯の範囲の 2 以上の欄の範囲にまたがるときは、各欄のうちもつ

とも広い周波数範囲となるよう、下限及び上限の規定をそれぞれ適用する。

注2 上限が高調波で規定されている場合は、無線設備の使用する周波数範囲の上端の10倍、5倍又は2倍の周波数を上限とするものとする。